

産業廃棄物処理業の事業範囲変更許可申請書	
広島県知事 様	
申請者 〒730-8511	
住所 広島県広島市中区基町 10番52号	
氏名 株式会社 広島産廃	
代表取締役 広島 一郎	
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号 082-228-2111	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の規定により、産業廃棄物処理業の事業範囲の変更の許可を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。	
許可の年月日及び許可番号	令和● 年 ●月 ●日 第 034●●●●●●●● 号
収集運搬業・処分業の区分	産業廃棄物収集運搬業（積替え保管無し）
許可に係る事業の範囲（収集運搬業にあつては、取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうか、処分業にあつては、処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）を記載すること。）	様式第31号（1）に記載のとおり
変更の内容	様式第31号（1）に記載のとおり 様式第六号の二（第1面）に記載のとおり
変更の理由	新たな取引先から要請があったため
変更に係る事業の用に供する施設の種類、数量、設置場所、設置年月日、処理能力（最終処分場の場合には埋立地の面積及び埋立容量）、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）	様式第六号の二（第2～3面）に記載のとおり
変更に係る事業の用に供する施設の処理方式、構造及び設備の概要	同上
※事務処理欄	

丁目・番地・番・号については、法人であれば法人登記事項証明書、個人であれば住民票の記載に従い、省略せず正確に記載すること。
例) 10番52号○ 10-52×

(第2面)

申請者（個人である場合）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称	住 所	
かぶしきがいしゃ ひろしまさんばい 株式会社 広島産廃	広島県広島市中区基町10番52号	

法定代理人（申請者が法第14条第5項第2号ハに規定する未成年者である場合）

(個人である場合)		
(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍 住 所
(法人である場合)		
(ふりがな) 名 称	住 所	

役員（法定代理人が法人である場合）

(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 住 所

役員（申請者が法人である場合）

(ふりがな) 氏 名	生年月日 役職名・呼称	本 籍 住 所
(ひろしま いちろう) 広島 一郎	昭和●年●月●日 代表取締役	広島県呉市西中央一丁目3番25号 広島県広島市中区基町10番52号
(ひろしま じろう) 広島 二郎	昭和●年●月●日 取締役	広島県呉市西中央一丁目3番25号 広島県東広島市西条昭和町13番10号
(ひろしま さぶろう) 広島 三郎	昭和●年●月●日 監査役	広島県三原市円一町二丁目4番1号 広島県三原市円一町二丁目4番1号

住民票の記載どおり、省略せず正確に記載すること。

(第3面)

発行済株式総数の100分の5以上の株式を有する株主又は出資の額の100分の5以上の額に相当する出資をしている者（申請者が法人である場合において、当該株主又は出資をしている者があるとき）

発行済株式の総数	200 株		出資の額	10,000,000 円
(ふりがな) 氏名又は名称	生年月日	保有する株式の数 又は出資の金額	本 籍	
		割 合	住 所	
(かぶしがいいしゃ ひほく) 株式会社 備北 代表取締役 広島 太郎		100 株		
		50%	広島県三次市十日市東四丁目6番1号	
(ひろしま いちろう) 広島 一郎	昭和●年 ●月●日	80 株	広島県呉市西中央一丁目3番25号	
		40%	広島県広島市中区基町10番52号	

令第6条の10に規定する使用人（申請者に当該使用人がある場合）

(ふりがな) 氏 名	生年月日	本 籍
	役職名・呼称	住 所
(はつかいち しろう) 廿日市 四郎	昭和●年●月●日	広島県広島市安佐北区可部四丁目12番1号
	廿日市事業場長	広島県広島市安佐北区可部四丁目12番1号

備考

- ※欄は記入しないこと。
- 「法定代理人」の欄から「令第6条の10に規定する使用人」までの各欄については、該当するすべての者を記載することとし、記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を添付すること。
- 「役員」の欄に記載する役員とは、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。
- 都道府県知事が定める部数を提出すること。

※手数料欄